

# 産後ケア ご利用の流れ

新潟市産後ケア事業に基づくご利用手順をご案内します

## 対象者

新潟市に住所を有する、家族などから十分な家事・育児の援助が受けられない産婦及び生後6か月未満の赤ちゃんで、産後に心身の不調又は育児不安などがある方

※当院では生後2か月未満の赤ちゃんが対象です。他院で出産された方も利用可能です。

## 1 申請

妊娠8か月以降～利用の10日前まで

以下のいずれかの方法で申請してください。

### ① 電子申請（オンライン）

新潟市の電子申請サイトからお手続きいただけます。

### ② 書類提出

「新潟市産後ケア事業利用申請書」を、お住まいの区の区役所

「妊娠・子育てほっとステーション（健康福祉課）」へ提出してください。

※認定された場合、申請日以降（当日含む）の利用が助成対象となります。却下の場合は全額自己負担です。

## 2 利用決定・当院へご予約

申請後、区役所の助産師・保健師から体調や育児不安について確認の連絡があります。

利用が認定されると、以下の書類等が届きます。

決定通知書

利用管理票

無料チケット

事前予約が必要です。

書類が届いたら、当院へお電話にてご予約ください

ご希望の利用日やケア内容をご相談いただけます。

TEL 025-286-4103

※空き状況によりご希望日に沿えない場合があります。お早めにご相談ください。

※休日や年末年始を挟む場合は、決定までに時間がかかることがあります。

## 3 ご利用当日

「新潟市産後ケア事業利用管理票」を毎回ご提示ください。利用料は当院へ直接お支払いいただきます。

必ずお持ちいただくもの

母子健康手帳

利用管理票

無料チケット

健康保険証

※赤ちゃん・お母さんの持ち物の詳細は「持ち物リスト」をご覧ください。

## ⚠️ キャンセルについて

利用日の前日17時までにご連絡を

キャンセルの場合は、利用日の前日17時までにご連絡ください。

前日17時以降のキャンセルは、キャンセル料が発生いたします。

お問い合わせ・ご予約

とくなが女性クリニック | TEL 025-286-4103 | 新潟市中央区長潟837番地1